

# 会 議 録

会議の名称	第8期 第5回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和5年2月8日（水） 午後5時00分から午後7時00分まで
開催場所	小金井市保健センター2階
出席者	<b>【委員】</b> 加瀬 進委員、吉岡 博之委員、石塚 勝敏委員、小根澤 裕子委員、渡邊 誉浩委員、加藤 了教委員、荒井 康善委員、八木 香委員、木下 一美委員、宮井 敏晴委員、中村 裕子委員、畑 佐枝子委員、佐々木 宣子委員 〈WEBによる参加〉 猿渡 太育委員、塚口 敏彦委員、高橋 徹委員、佐々木 由佳委員 <b>【事務局】</b> 自立生活支援課課長 自立生活支援課相談支援係係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課相談支援係主任 株式会社名豊担当者 小金井市障害者地域自立生活支援センター
会議内容	第8期 第5回 小金井市地域自立支援協議会 全体会のとおり

(事務局)

前回に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、Web と対面の併用で会議を行います。また発言の際は挙手してからお願いいたします。どうぞご協力をお願いいたします。

本日は障害者計画策定のためのアンケート調査の結果報告書についてご協議いただくにあたり、説明員として障害者計画策定委託の受託者も出席しております。

事務局からの連絡事項は、以上になります。

(会長)

第5回自立支援協議会全体会を始めます。障害者計画作成のためのアンケートについて検討するという事ですが、資料を頂いてからまだ、時間が経っていないという事で、本日は情報共有が主になると思います。宜しくお願い致します。

欠席委員や資料などについて事務局からお願いします。

(事務局)

本日、鴻丸委員、田中委員、永末委員から欠席の連絡を頂いております。Webでの参加は、高橋委員、丸山委員、佐々木由佳委員、猿渡委員、塚口委員となっております。21人中18人の出席となりますので、会が成立することを報告いたします。

次に配布資料の確認を致します。

CoCoバス再編のお知らせ、資料1-1生涯発達支援部会の活動報告、資料1-2相談支援部会の活動報告、資料1-3社会参加・就労支援部会の活動報告、資料2-1小金井市障害福祉サービスガイドライン(案)、資料2-2障害福祉サービスガイドライン修正内容概要、資料3-1小金井市保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査(障がいのある人向け)単純集計表、資料3-2小金井市保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査(障がい者関係団体向け)単純集計表、資料3-3小金井市保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査(障がい者福祉関係事業所向け)単純集計表、資料3-4小金井市保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査(市民向け)単純集計表、資料4-1クロス集計案の障がいのある人向け、資料4-2クロス集計案の障がい関係団体向け、資料4-3クロス集計案の障がい者福祉関係事業所向け、資料4-4クロス集計案の市民向けとなっております。

次に、令和4年度東京都自立支援協議会第2回本会議の開催について(ご案内)は、参加を希望される方向けのご案内となります。

次に、当日配布として、単純集計表の右肩に資料番号がないも、事業所向け、関係団体向け、当事者向け、市民向けは、現時点での確定値。次にアンケート調査報告書(当事者・市民)。配布物は以上となります。

(会長)

議題1、各部会の報告を部会長よりお願い致します。

(生涯発達支援部会長)

資料1-1にあります。障害者計画を作成するにあたってのスタンスをどのように取るか、という事について意見交換をしました。障害者権利条約の建設的な対話の所には様々な指摘がありますが、単純に入所が×でグループホームが△、一人暮らしが○ということではなく、一人一人のニーズに合った施策が重要であると。恐ら

く、この一人一人のニーズに合った施策をするときに、今回のアンケート結果をどのように読み取るのかが重要になってくるのではないかと思います。

それから都外施設も含めて高齢化の問題も何れは出てくるだろうと思います。クロス集計を通じてどのような施策が重要になってくるのかという事が一つのポイントになるのではないかと。

もう一つには、人材確保をどうしてゆくののかという事もあるかと思います。予算についてもどう考えていけばいいのか。その辺りについて、細かい事はアンケート調査を踏まえてからになります。検討させて頂きたいという、基本的なスタンスではありますが、確認をさせて頂ければと思います。以上です。

(会長)

次に相談支援部会からお願いします。

(相談支援部会長)

まだアンケート調査の結果が出ていないという事で、福祉サービスガイドラインの案が提示されていまして、その内容の確認を行いました。議事録に記載してある内容の議論と、会議の場では言えなかったことについては事務局の方に意見として提出させて頂きたいという事と、ガイドラインについての意見を各委員から事務局に提出させて頂きました。以上です。

(会長)

次に社会参加・就労支援部会の報告をお願いします。

(社会参加・就労支援部会長)

障害者週間のイベントの中で参加者から工賃についての問いかけがあったので、話し合いをさせて頂きました。

1つは作業所や就労支援B型の方の事業所。あと一部の就労移行支援事業所では工賃を出している所がありますのでそういった工賃が低すぎる現状がある、という事です。2つ目には、就労の機会の提供の目的。それが時代に即したものになっているかどうか、という事は考え直す必要があるかと。

もう1つには、障害者の社会参加・働き方の問題を改めて小金井市全体でも意見交換をしていく必要があるのではないかとということでした。以前から課題としてある事であって、解決していない問題でもあるということで、今日明日のようにすぐに解決する問題ではないとしても、やはり考え続けてゆくことが必要ではないのか、と考えた次第です。以上です。

(会長)

3つの部会についてご質問、ご指摘等があればお願いいたします。資料があるということで、それでは次に進めさせて頂きたいと思います。

議題の2、報告事項ということで、小金井市障害者サービスガイドラインについてということで、事務局の方からお願いしたいと思います。

(事務局)

資料2-1 小金井市障害福祉サービスガイドライン（案）をご覧ください。こちらは1

月の専門部会の合同開催部分で説明させていただいた、仮称障害福祉サービスガイドラインについて、頂いた意見を踏まえて修正したものになります。

資料 2-2。障害福祉サービスガイドライン修正内容概要。こちらは前回の資料から修正した箇所を一覧にしたものになります。両方を参照いただきながら、主な修正箇所についてのご説明をいたします。

まずガイドラインの 8 頁。支給決定の流れにつきまして、ご意見を参考にしまして、簡単なリード文とあと最初の窓口として自立生活支援課の連絡先を記載しました。合わせてチャート図の中に点線で囲った部分、こちらに簡単な説明書きを加えております。

次に 9 頁の一番下。(5) といたしまして。市内の障害福祉サービス事業所の案内のページにリンクできるよう、URL と QR コード記載しております。

次に 41 頁以降の参考資料について。別紙について内容が分からないというご指摘がありましたので、タイトルの下に簡単な説明文を記載しております。

その他全般的なこととして 12 頁。ここから 36 頁までにかけてですが、支給決定基準の内規の部分になりますので、字が多くて分かりにくい所がありますが、項目の区切りが分かりやすいように、項目番号とサービス名を四角で囲って着色をしております。主な修正箇所は以上になります。

今後のスケジュールとしましては、この案を基に今月中旬に市としての決定をしまして、3月6日に開催される市議会厚生文教委員会で報告します。皆様には3月8日の全体会で最終版を配布したいと考えております。尚、3月中には議会資料として公表されますが、支給決定の上限等の変更を行っていることから、混乱を避けるために適用は令和5年4月1日からとする予定です。その辺が今回この資料にまだ反映されていないのですが、1頁の「はじめに」というところ。この文章の最後のところに適用については令和5年4月1日なる旨を追加することを考えています。

(会長)

ありがとうございます。前回、修正が必要とされたところを修正したということなので確認して頂きました。

もしよろしければ、これについては少なくとも自立支援協議会として了解ということで宜しいでしょうか。議会等で進めていただければというふうに思います。

(委員)

今回のガイドライン(案)の1頁の図の自立支援医療という所に、精神通院医療※という言葉があるのですが。第5期障害者計画。総合計画の中では精神通院公費という言葉になっていますが、言葉が変わった理由をご説明いただければ。108頁にあの同じようなものがあるのですが、ここでは精神通院公費という言葉が、案の方では精神通院医療という言葉になっています。

(事務局)

表記の違いは調べないと分かりませんが、名称としては精神通院医療ということで、恐らく下に※で実施主体の都道府県等って書いてあるので、都道府県等による公費という事を示しているとは思いますが、改めて確認して報告させていただきます。

(会長)

ガイドラインについて、スケジュール的には2月中旬に市としての決定をするということですが、

(事務局)

お気づきの点があれば、今週末に一応理事者に説明するという形になっておりますので、今日明日中にいただければ調整はできるかもしれないです。

(会長)

今回のアンケートも含めて読み込む資料が多いのですが、ガイドラインについては今日明日の間にお気づきの所を自立生活支援課に意見を頂ければと思います。

それでは次に議題の3、障害者計画策定に係るアンケート調査結果。これが今日のメインになります。

(事務局)

はじめに今後のスケジュールについて説明いたします。まだ調整中ですが、次回3月8日の全体会で報告書について改めて協議します。本来ですと、この日は今年度の最後の12回となっておりますが、1回の協議で報告書を決定できるとは考えておりませんので、3月22日に開催を予定している差別解消委員会の開催時間を後ろにずらしまして、その時間にまた皆さんにお集まりいただき、最終的な協議をしたいということで、今、調整をしております。そのため、当初の予定にはありませんでしたが、出席が可能な方は予定を入れておいて頂くようお願いいたします。

続きまして資料についての説明でございます。こちらにつきましては、計画策定のコンサルティング業務を受託している株式会社名豊の担当の方に説明をお願いしたいと思います。

(会長)

まず事前に単純集計表が3-1から3-4まであって、クロス集計の提案がその後に続いているということで、これを読みながらになると思います。今日、机上配布になりましたが、当事者市民の所がグラフ化されているということなのでこの説明の仕方についてお任せします。

(名豊)

株式会社名豊と申します。それでは、色々資料がありますが、私の方から説明をさせていただきます。今回皆さんから頂きたい事の趣旨につきましては、アンケートの集計について、すべて入力先週終わりました、机上に配布させて頂いております。こちらの集計結果を踏まえまして、報告書の作成にあたりまして、どのようにクロス集計といったところをしていくべきかと聞いたことを、案を出させて頂いておりますが、こういった分析も必要ではないかと、こういった数字をちょっと見てみたいなどという事についてご意見賜りたいと考えております。その前に、単純な集計類の確定時の結果につきましては簡単でございますが、私の方から説明の方をさせていただきたいと思っております。

まず、アンケートの結果におきましてはどれぐらいの回答があったのかといったとこ

ろが大事でございますので、その報告をさせていただきます。以前、調査票の設定の際にご意見もありましたが、アンケート調査につきましては4種類、今回実施しております。当事者の方へのアンケート。市民の方へのアンケート。団体さんのアンケート。事業所のアンケート。以上4種類でございます。

まず当事者の方のアンケートにつきましては、確定値版におきましては回答件数が最終的には3008件回答いただきました。その内訳ですが、今回Web併用のアンケートを実施しております、Webでの回答を430件いただいております。また、市民の方々に対しては最終の確定の件数が626件の回答をいただいております、内、Webでの回答が132件でした。

団体のアンケートにつきましては、最終確定値については13団体から回答いただいております、その内、Webでの回答は1団体でした。

事業所におきましては、最終確定が38事業者になりまして、その内、Webの回答が10事業所でございます。

本日は簡単ではございますが、単純集計について当事者・市民・団体・事業所の主だったところを報告させていただきまして、そのうちクロス集計の見方について、説明をさせていただきますと思っております。

配布数については増減があるかと思いますが、弊社の方で準備した調査票の印刷数になりますが、当事者につきましては6500通お配りして3008通になります。有効回答率が46.3%となっております。配布数につきましては、弊社の方で印刷封入封緘した数ということになりますので、最終的に市の方から発送。宛名を貼っていただいております。配布数については増減が若干ありますので、確定値が出たらご報告させていただきますと思っております。

市民の方につきましては2000通印刷をして、626通なので31.3%でございます。

団体につきましては、30団体のうち、13団体になりますので、43.34%でございます。

事業所におきましては150事業所が対象になりましてそのうち38事業所になりますので、25.3%の回収率になります。

また、最初の形については、あくまで弊社の方で印刷させていただいた数ということになりますので、変更があると思っておりますので、改めて報告をさせていただきますと思っております。

(会長)

すみません。恐らく私を含めて参加している皆様の中には、どの資料を見たらいいのかという事が分からずに、白紙のところ皆さんメモしているような状況じゃないかと思いますが、確定値というのはどれを見ていったらいいのかという説明もしていただけるとありがたいです。

(名豊)

確定値の集計におきましては、当日配布資料の右側に資料番号が入ってない資料がございます。こちらの単純集計表が確定の集計の数字でございます。

(会長)

Web参加の委員は見ることは出来ますか？

(事務局)

メールで送信してあります。

(会長)

オンライン参加の方は、パソコンでこの資料を開きながら、オンラインというのはかなり難しいのではないかと思います。紙そのものは送ってありますか？

(事務局)

当日配布なので、送っていません。

(会長)

そうすると端末が2台あれば見られますが。Web参加の人たちは見ることが出来るのかな。

Web参加の皆さんは印刷で大丈夫ですか？

(大丈夫というリアクション有)

それでは大丈夫いう事で進めさせていただきます。

(事務局)

画面共有で投影する事はできます。

(会長)

皆さん大丈夫ということなので、画面共有をすると大変だと思うので、手元の資料を見ていただきながらやるということはどうでしょうか？

それでは宜しくお願いします。

(名豊)

ありがとうございます。集計結果のパッケージにおきましては単純集計表が4種類ございます。

本日それに加えまして当事者・市民アンケートにおきましては、集計結果を視覚的に分かりやすいようにということで。アンケート報告書ということで、グラフ化したものを作らせていただきました。小金井市保健福祉総合計画（障害者計画・障害福祉計画）作成のためのアンケート調査報告書（当事者・市民）でございます。

こちらにつきましては全ての項目を説明させて頂くと時間がかかりますので、要点を絞って説明をさせていただきます。

1頁をご覧ください。調査の概要を目的、対象期間、方法と分けてまとめております。回収状況のところ、先ほどお話をさせていただきました当事者と市民の方々の有効回答率について記載の方をさせていただいております。そうした結果の表示方法について、ご説明させていただきます。6番に記載しております。

(会長)

今、当事者・市民のグラフ化されているものの資料の説明ということでよろしいでしょうか。

(名豊)

1 頁の 6 番、調査結果の表示方法をご覧くださいと、今回アンケート調査におきましては回答数を 1 つまでに限定している質問と、複数まで可能という質問がございました。

そちらの集計結果としまして、1 つまでという回答ですと回答権は 1 つまでになりますので、すべて回答する内訳の割合を足すと、100%になっていくということがありますが、複数回答が出来る質問におきましては、2 個回答する方もいれば、1 個の回答の方もいますので、割合を足すと 100%を超えるという事を記しております。

2 頁以降からが当事者のアンケート結果でございます。2 頁の上段。回答者属性の今回 F1 についてお答えいただいた方で、ご本人にお答えいただいたのが 75.5%となっております。ご家族が回答いただいたのが 21.4%となっております。

続きまして 3 頁でございます。年齢を聞いているところですが、80 歳以上の方が 20.2%というように、高い割合になっておりました。また、こちらにつきましては、前回調査の比較等、全体的なアンケートの傾向のベースとなる形になりますので、分析を行う際に年齢がどのように変わったのかというところを確認していく必要があると考えております。

続きまして 5 頁です。F6、家族構成について聞いているところです。

こちらにつきましては今回、「ひとり暮らし」と回答された方が 20.2%となっております。

「ひとり暮らし」と答えられた方についてはどのような支援が必要なのかという所に答えられているかといったことについて、クロス集計の項目として非常に重要な問いになるかと考えております。

6 ページをご覧ください。「(2) 障がいの状況について」ということで問 1、「お持ちの手帳又は受けている診断名等についてお答えください。」ということ。まず手帳について聞いております。上段です。こちらにつきましては、まず身体障害者手帳を持っている方が 44.6%と最も高くなっておりまして。続いて自立支援医療を受給している方が 22.6%となっております。

9 頁をご覧ください。医療的ケアを受けているかということ聞いております。受けてないという方が 53.0%となりまして、無回答の方が 9.5%になりますので、足すと 62.5%が受けてないという形になります。この逆数としまして、37.5%の方が何らかの医療的ケアを受けているという回答になっております。

11 頁からが日常生活介護の状況についてということで、食事・トイレ・入浴等についてそれぞれ一人で出来る、一部支援が必要、全部支援が必要といった事を聞いております。こちらにつきましても、障害の手帳の種類であったり、等級であったりということを集計していくことで、実際に把握できるのかなと思っております。

続きまして 14 頁をご覧ください。問 6、「あなたを支援してくれる方は主にどなたですか。」という質問です。こちらにつきましては、父母・祖父母・兄弟という項目が 45.4%と最も高く、次いで配偶者（夫または妻）という項目が高くなっております。

1 頁めくっていただきますと、支援してくれる家族が何歳なのかという事を聞いております。最も高いのが 40 から 50 歳代というところが 38.1%でございましたが、75 歳以上の方の 19.4%。また、ヤングケアラーに該当する年代の 10 代というのは 0.2%見られたという事が明らかになっております。

続きまして 17 頁です。「ご家族等が支援する上で、悩みに感じることは何ですか。」ということ。「支援者の方にお尋ねの上、ご記入ください。」という質問です。



最も高いのが、「気が休まらない（精神的な負担）」の49.3%。続いて「体力的につらい（体力的な負担）」の34.3%。3番目が「自分の時間がとれない」の33.9%と高くなっておりまして、こうした介護・介助をする支援者の方についての支援といったところが必要ということが明らかになっております。

また18頁では新規の質問として、新型コロナウイルス感染症の影響での日常生活の困りごとといった事、特にどのようなことに困っているかといった事を聞いております。こちらにつきましても、「外出の制限」、「支出の増加」、「運動・スポーツの機会の減少」というところが割合として高くなっております。「特にない」という方も31.9%になりますが、こちらの障害の手帳の種類等で変化があるのかというところは見ていく必要があると考えております。

続きまして、19頁におきましては、障害福祉サービスの利用の状況といったところを聞いております。「障がい福祉サービスは利用していない」という方が53.2%、無回答の方が13.5%。これを足すと66.7%になりますので、何らかの福祉サービスを利用されている方については33.3%の方が利用されているという状況でございます。

また、20頁の間8-1 サービスを利用中の方に、不足・不満に思う事を聞いております。「特にない」という方が37%と最も高いのですが、回答を頂いた不足・不満の理由として、その中で高いものとしては「利用回数・時間などに制限がある」、また、「利用したい日・時間に利用できない」が1割半ばとなっております。

21頁の間9でございますが、「新たに利用したい、又は利用し続けたい障がい福祉サービスは次のどれですか。」という事を聞いております。こちら19頁のサービスと見比べてみますとサービスを利用しているパーセンテージと、利用したい又は利用し続けたいサービスといったところの差があるものにつきましては、上から2番目の「外出の同行・付き添いなど（移動支援等）」、上から6番目の「家族などの支援者が病気などのときに、夜間を含めて施設に短期入所し、身の回りの支援を受ける（短期入所支援等）」、また、「サービスに関する情報提供や利用の援助など総合相談」といったところに差がありました。

続きまして22頁の間10でございますが、「医療機関について、困っていること」についてです。「特に困っていない」というのは49.0%で高くなっておりますが、こちらも「特に困っていない」と「無回答」を足した割合が59.4%となっております、その逆数として40.6%が何らか困っているという形で回答いただいております。

23頁につきましては、「医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要だと思いますか。」ということです。こちらにつきましても、「医療従事者（看護師含む）の確保」、また、「ヘルパーの確保」といった人的資源の不足がアンケート結果として高くなっております。

24頁の間13、「あなたは、ヘルプカードを持っていますか。」という質問でございます。「持っていて、いつも持ち歩いている」という方が9.7%で、1割程度という形になっております。「持っていないが、ほしいと思う」という方は22.1%となっております。

25頁に、「あなたは、ヘルプマークを知っていますか。」という設問で、当事者の方も「知らない」と回答を頂いた方が18.9%となっております、こうした知らない方と持っている方についてクロス集計をかけることによって認知が進むことによって、持ち歩いていてという方が増えていくのかということ进行分析していく必要があるのではないかなと考えています。

続きまして25頁。同様のページの「福祉サービスや生活に関する相談・情報につい

て」です。相談したことがある機関の中で最も高いのが「市役所の窓口」で42.6%となっております。続いて「病院」が33.6%となっており、専門的な相談としての「相談支援専門員」につきましても7.0%となっております。今回、選択肢に身近な相談、地域の相談や専門的な相談を選択肢に設けさせていただきましたが、その中でも「相談した機関等はない」と回答された方が23.8%となっております。

26 頁、相談しやすい体制を作るために必要なこととしまして、設問を設けております。最も高いものについては、「信頼できる相談者がいること」が52.2%、「身近な場所で相談できる窓口があること」が40.7%、「ちょっとしたことでも相談に応じてくれること」が37.1%と高くなっております。

27 頁につきましても、福祉サービスに関する情報の入手経路・手段でございます。こちらにつきましても、「市の広報紙やパンフレット等」が30.9%、また、「家族・親戚、友人・知人」の割合が23.9%となっております。やはり相談・情報入手といったところについては市役所等の公的機関が信頼されているのではないかとということではと思います。

続きまして29 頁「(7) 収入・仕事について」ということを聞いております。こちらにつきましても問22で現在働いている方、または令和3年8月以降に働いた経験がある方に該当する方のうち、お勤めの形態や場所について聞いております。こちらについては「正規雇用（正社員など）」の割合が33.9%。「非正規雇用」の割合が35.2%となっております。こちらにつきましても、障害の手帳の種類等で、特に精神の方がどのような雇用形態で働いているのか、そしてまた、後ほど出てきた、仕事をする上でどのような課題を抱えておられるのかということ把握していく必要があると考えております。

31 頁の問25で、「仕事をするうえで不安や不満を感じることに」ついて聞いております。その中で、「特になし」という割合が40.6パーセントと最も高くなっておりますが、「収入が少ない」が23.6%、「職場の人間関係が難しい」が17.3%となっております。特にこちらにつきましても、精神障害の方につきましては職場の人間関係についてはどのような差があるのかといったところは、今後の事業者の理解促進に向けての課題を把握する上でも障害種別で把握する必要があると考えています。

32 頁以降につきましても、障害者就労支援センターの認知度を聞いております。

33 頁、問28「障がいのある人と働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。」ということで「障がいのある人に配慮した職場になっていること」、「事業主や職場の仲間の理解があること」、そうした働く場合の介助の部分についてが高くなっております。

また、「生活できる給料がもらえること」、「就労条件が整っていること」など、そうした金銭であるとか、働く条件の部分についても高くなっております。こちらにつきましても、障害の程度であるとか、手帳の種別について状況は変わってくると思いますので、これについては丁寧に対応する必要があるというふうに思っております。

次に34 頁「(8) 保育・教育について」です。こちらにつきましても、35 頁の問30-2「幼稚園・保育所・学校などに通って困っていることは何ですか。」ということ聞いております。

「特になし」という方が43.6%でございますが、「通うのが大変」、また、「先生の理解や配慮が足りない」といったところが1割半ばとなっておりますので、こちらにつきましても先生の理解が、障害の手帳の種類等によってどのように異なるのかということ把握しながら、学校においての障害・特性に応じた支援ができるようになっている

かという課題に向けて現状を把握している必要があると考えております。  
続きまして 38 頁をご覧ください。問 32 の中で、「幼稚園・保育所・学校に望むこと」を聞いております。「特にない」が 21.6%ですが、32.7%の方が「先生の理解を深め、子どもの能力や発達の状況に適した指導をしてほしい」という回答をいただいております。また、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」という方も 21.7%となっております。38 頁「(9) 災害時の避難等について」でございます。「火事や地震等の災害が起こったときに一人で避難できますか。」という質問で、「一人で判断できるが、避難はできない」が 18.7%、「一人では判断できないし、避難もできない」が 20.1%となっております。

39 頁の問 34、「災害や火災などの緊急時に避難する際に、手助けを頼める人はいますか。」という問いです。「いない」が 11.3%となっております。こちらは調査票の設定の際にも、議論になった設問でございます。問 33 の中で、この「一人で判断できるが、避難はできない」の方、「一人では判断できないし、避難もできない」という方が問 34 にどう答えられているかということを集計していく必要があると考えております。

次に 40 頁です。問 35 の中で災害が起きたときのことを聞いております。「あなたやあなたの家族が、避難所で配慮してほしいことがありますか。」という問いです。こちらにつきましても、高い割合を順番に申し上げますと、「間仕切りの設置など、プライバシーに関する配慮」、「持病のある人や薬を飲んでいる人への治療の継続」、また、「高齢者、妊産婦、乳児、その他特別な事情により体調が変化しやすい人への配慮・支援」というのが高くなっておりまして。こちらにつきましても、障害の種別といたところはもちろんでございますが、特に身体の方につきましては、その部位別での障害の特性にどのような配慮が必要なのかというところは分析していく必要があると考えております。

次に 42 頁をご覧ください。問 36-1 で災害に備えての日常からしている対策について当事者の方にお聞きしております。高くなっている項目につきましては、「防犯グッズ」の次に「家具の固定、ガラス飛散対策」など、一般的に啓発されている、障害の有無に関わらず、市民の方も含めてされている取り組みについては高い割合となっておりますが、「災害要援護者登録の対象になる場合、その登録」、また、「緊急連絡先や支援の方法を記載したヘルプカードの準備」など、それぞれ障害のある方について準備が必要な物につきましては、割合として低くなっている事が明らかになっております。

地域活動についての内容が 42 頁以降です。その中で 45 頁をご覧ください。「あなたが地域活動に参加しようとした場合、その妨げとなることは何ですか。」ということ聞いております。最も高い割合としては「どのような活動が行われているか知らない」という割合が高くなっておりまして、そうした活動の周知といったところがまず、必要ではないかと思っております。また、「健康状態や体力に不安がある」というところが高く、今回、高齢の方の回答が比較的高かった事もありますので、こちらにつきましても、年齢別の集計も必要になってくると考えております。

また、46 頁の問 40 におきましては、「地域で生活するためには、どのような支援があるとよいと思いますか。」ということで、最も高いものについては、「困ったときに対応してくれる場所（サービス）」といったところが高くなっておりまして、「経済的な負担の軽減」についても 3 割半ばと高くなっております。また、同じページの問 41 の中で障害者差別解消法についての認知度を聞いております。こちらにつきましても、

当事者の方についても認知度が低い可能性もあるのではないかとということで、追加した質問でございます。

回答結果を見ますと 59.6%の方が「知らない」と回答いただいております。合理的配慮が拡大された状況の中で、やはり権利として差別解消法については、内容も当事者の方に是非知っていただきまして、地域の中で暮らしていくことの実現に向けて必要な法律でございますので、認知度の向上が必要ではないかと思っております。

続きまして、49 頁の問 46 でございます。団体とか、事業者の中でも虐待の状況についての確認する欄は、後ほど設けさせて頂いておりますが、当事者の方で「これまで虐待（暴言・暴力・嫌がらせ・お金をとられた・無視されたなど）を受けたと感じたことがありますか。」という設問で、「ある」という方が 16.9%となっております。

「これまでに」という形であって直近ではないのですが、回答をいただいております。また、こちらについても経年が取れるというかたちの質問でございますので、比較も出来ると思っております。

続きまして 51 頁からが、「今後の暮らし方や障がい福祉政策全般について」のまとめとなります。問 50 で、基本計画の中で記載されている目標に関する設問として「小金井市では、「誰もがいきいきと暮らすことができるまち」の実現をめざしています。あなたは、小金井市は「誰もがいきいきと暮らすことができるまち」だと思いますか。」と聞いております。

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」という割合が 53.1%と、半数以上は総合的に良いと回答いただいております。「無回答」の方が 12.5%となっておりますので、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」を足した割合が 34.3%ですので、比較すると「そう思う」という方のほうが多いと思っております。

当事者の方の最後の設問です。53 頁の問 53、最後の質問です。「障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。」と聞いております。こちらについては選択肢を 5 つまでに上限を設けさせていただいて、特に何が必要なのかというところを明らかにしたいということで、回答数について制限をさせて頂きました。

そのため特色ができておまして、一番上の選択肢の、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が飛びぬけて高く 56.1%となっております。続いて高い項目は「在宅での生活や介助や介護がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」といったところが 30.7%となっております。以上のことから、当事者の方につきましては、相談体制の充実といったところが特に求められているという事になります。続いて市民の回答になります。こちらにつきましては抜粋をさせて頂いております。58 頁問 3 の中で、「あなたは、5 年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見は改善されたと思えますか。」と聞いております。こちらについては「かなり改善されている」、「少しずつ改善されている」を合計した割合については 50%を超えています。市民の方については改善されているということですが、当事者の方についてはどうかといった事は別の話になるかと思っております。また、市民の方が障がいに関する法律であるとか、条約の状況についてどれぐらい知られているのかということを確認するために問 4 ということで、58 頁から 62 頁までとなっております。特に 59 頁の障害者差別解消法につきましては「知らない」の方が 61.8%となりまして、当事者と同じぐらいの割合という形の結果となっております。両方に知っていただきまして、より良い社会の実現につなげていくという事が重要だと思いますので、そちらについては市民の方も含めて、認識していただくことが必要かなと思っております。

少し意外だったことが、60 頁のヘルプマークにつきましては、市民の方々が知っている割合が非常に高い事が特徴かなと思います。ここまで知られているというのは何らかの啓発を小金井市が頑張られたのかなと思った次第です。

63 頁でございます。(3)「福祉に関する関心について」ということで、今回アンケートに回答いただいている市民の方というバイアスがありますが、問 5 の中で「障がいのある人の福祉に関心を持ちますか。」というところで、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」という方が 5 割を超えており非常に高いので、小金井市民の方々の福祉に関する意識は非常に高いのでは、と思いました。

また、65 頁、66 頁におきましては、「あなたは、障がい者等に対してどのようにお考えですか。」というところで、「身体障がい」、「知的障がい」、「精神障がい」、「発達障がい」、「高次脳機能障がい」についてそれぞれそれぞれぐらい理解されているのかいうことを聞いております。やはり身体障害につきましては、オリンピック、パラリンピックがありましたが、「あまり理解をしていないと思う」、「全く理解していないと思う」という割合が足し合わせて最も低いという形になっております。

合計した割合が高い障がいの種類におきましては精神、特に高次脳機能障がいについて高いということですので、障がいの種類ということに応じて認知の差があるという事が現状であります。

また、69 頁 (5)「障がいのある人への日常的な支援・手助けについて」でございます。問 13 で「個人として障がいのある方に次ような支援・手助けをしたことがありますか。」というところで、「特に支援・手助けをしたことはない」が 23.2%となりまして、「無回答」と合わせまして 24.8%になりますので、75.2%の方については何らかの日常的な手助けをしたことがあると回答をいただいているということになります。

内訳を見ますと、「公共の交通機関等で席を譲った」、「階段の昇り降りや道路の横断、電車・バス等の乗り降りに手を貸したり、声をかけたりした」という身体の方に対する支援ということが高くなっているということで、調査票作成の時にも議論が行われたと思いますが、仮説通りの結果が出たということになるかと思えます。

72 頁をご覧ください。障害者施策に全体についてです。こちらの障害当事者と同じ設問を設計したものが問 17 でございます。こちらについても回答数を 5 つまでとしておりますが、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」というところが唯一 5 割を超えて高くなっております。こちらについてが、当事者、市民の方々への回答結果です。こちらについては、グラフ化をさせていただいておりますけれども、残りの団体、事業所におきましてはグラフの作成が間に合わず、集計表の中で説明をさせていただきます。単純集計表ということで資料番号が付いてない 4 種類の集計表があったと思います。こちらの中の団体、事業所の 2 種類をご用意いただけますでしょうか。

団体についてまず、説明をさせていただきます。問 2 の中で、「この 3 年間、新たに始めた活動や事業はありますか。」というところで「終了、又は休止した活動や事業がある」ということで、厳しい状況ではないかということが回答から読み取れます。

問 4、「貴団体では担い手を増やすための取り組みを行っていますか。」というところで、「取り組んでいるが、担い手は思うように増えていない」という事が高く、また「担い手不足だが、増やすための取り組みは行えていない」ということもあり、担い手不足といったことが大きな課題となっております。

問 5、「障がい者の権利擁護について」というセクションで、障害者差別解消法が施行された後にそうした団体で、「会員やメンバー等から差別に関する相談を受けたこと

がありますか。」という事について、13 団体中の 3 団体、「ある」という回答をいただいております。

こちらの中身については、問 5—3 において具体的な受けた差別に対する対応、体験した対応の分野であるとか、悪いと思われた対応等を聞いていますが、個別の点数になっておりまして、傾向として把握することは難しいかと思えます。

続きまして 5 頁で「貴団体では会員やメンバー等から虐待に関する相談を受けたことがありますか。」ということについては 13 団体で「ない」という回答でした。

次の頁です。C、「障がい者福祉政策について」です。

問 7 で「障がいのある方が相談しやすい体制をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。」ということについて、当事者の回答は、「信頼できる相談者がいること」が 5 割を超えていましたが。どのような相談体制をつくることが必要だと思いますか、と団体に聞いたところ、最も高いものとして「身近な場所で相談できる窓口がある」が 76.9%。続いて「信頼できる相談者がいる」が 69.2%となっております。

問 8、「障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。」ということで、こちらは市民の方、当事者の方と同じ設問でございます。回答数の上限を 5 つとしており、こちらにつきましては市民と当事者の方で最も高かった何でも「相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」というところは 23.1%というようにそこまで高くはない状況です。「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が最も高く、69.2%となっております。こちらの違いが、現場の皆様の感覚と団体さんが見ている必要な支援政策の部分と、当事者の方が考えておられる支援政策についての違いという事がどういふように因子としてあるのかということとは、現場の皆さんから直接伺いたいなと思っております。

続きまして事業所についてのアンケートです。事業所におきましては問 3 において、B、「運営やサービスの提供について」の具体的なことに関して経営状況についてお聞きしております。こちらにつきまして、最も高いものとしては「従事者の人員確保が困難」という事が圧倒的に高く、73.7%となっております。そうした人材確保の部分の課題というご指摘がありました。やはり事業所の継続についても人員の確保が大きな課題になっているという事が挙げられております。続いて、「事業単価が低く経営が困難」であるとか、「施設整備などの資金繰りが困難」という問題等もありますし、また、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている」という事業者もございます。

問 6、事業者のサービスの質の向上についてどのような取り組みをしていますかということ。最も高いものとしては 2 つありまして、「事故防止のためにヒヤリ・ハット事例の収集・共有を図っている」また、「管理者が直接サービス提供の状況を確認し指導している」という事です。割合が低い項目は、「意見箱を設置している」、「独自の自己評価を実施している」という点については低い割合になっています。

また、問 7 の中で「スタッフの研修・教育等に関して困っていることは何ですか。」ということについて、サービスの質の充実に向けて人材の育成も大きく必要ですが、回答としては「人材育成のための時間がない」ということが 52.6%となっております。また、「人材育成のための費用に余裕がない」ということもありまして、先ほどの人材の確保が困難であるとか、そうした経営の部分について人手が足りない中で、研修が難しいということが事業者の回答から読み取れるかと思えます。

次に、権利擁護、相談支援についてです。問 8 で、団体向けのアンケートにもありましたが、障害者差別解消法施行後、利用者等からサービスに関する相談を受けたこと

があるかということについて、「ある」と答えた事業所が2事業所ございました。こちらにつきましても意見等、それぞれ細かい内容については回答いただいておりますが、統計的な傾向の把握という事は難しいと考えております。

9頁、D「障がい者福祉施策について」です。こちらについて、事業所から見る相談しやすい体制とは何なのか、という事を見たところ、「信頼できる相談者がいる」という事が71.1%。「身近な場所で相談できる窓口がある」という方が52.6%となっております。団体から見ますと、「信頼できる相談者」、「身近な場所で相談できる窓口」というのは、同じぐらいの割合で50%程度だと思っておりますが、事業所から見てみますと「信頼できる相談者」の必要性といったところがいっぱいある中で必要ではないかという回答をして頂いているという事だと思っております。

10頁の問14、「障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。」ということで、共通で聞いている設問です。こちらにつきましても、「何でも相談できる窓口をつくるなどの相談体制の充実」が最も高いですが40%前後でございます。また、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が36.8%、「障がいのある人の権利を守るための制度の充実」が36.8%、「公共交通や道路、公共施設等のバリアフリー化」が36.8%とありまして、事業所のアンケート調査につきましても、当事者市民団体とは少し違った視点での回答が得られております。確定値の集計についての説明は以上でございます。資料4-1、クロス集計票をご覧くださいませでしょうか。

こちらの資料におきましては、今後、報告書の作成をしてゆくにあたり、報告させて頂いたのは単純集計としまして細かな分析を実施する前ですので、そのような視点で集計して行けば良いかという整理をしているところです。

例えば見方としましては、表に設問文と書いてありますのが、今回報告させていただいたアンケート結果を順番に最初から最後まで並べたものになっております。どのように分析しているのかというところが前回比較であったり、障害種別であったり、もう少し備考の欄でこういった問いとのクロス集計をかければ良いのでは、ということで、ご意見をいただきたいということで作ったものです。

例えば、問6-1「あなたを支援してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢をおたずねします。」こちらにつきましても、前回と比較ができる項目については、白丸をつけていますが、こちらは報告書の中でも前回比較をグラフ化して明らかにしたほうが良いのではないかとこのところに黒丸をしております。介護者の高齢化というのがどのように進んでいたのかというところを明らかにした方が良いのではないかとこの事で黒丸をしております。更にこうした介護者の年齢につきましても、障害種別については身体の方、知的の方、精神の方について、それぞれどういった違いがあるのかということも集計をして報告書に記載すべきではないかということで黒丸をつけております。

そうしたような形で、他の対象の調査についても同じような考え方で前回比較等できるものについては、前回比較の欄に白丸を付けておきまして、グラフ化して報告書に追加するべきではないか、という所に黒丸をつけています。更に報告書の中でクロス集計を障害種別で分析した方が良いのではないかなど、案として考えている所について、障害種別の所の欄に黒丸を記しています。こちらを見ていただきながら、これは白丸ではなく黒丸にしたほうが良いのではないかとといったところや、今、障害種別の欄には何も丸をつけてないけれども、この集計結果を見たいな、とか。また備考欄とて、この問とこの問いをクロス集計したらどのような数字が出てくるか、見てみたい。

というようなことを私どものほうで集計させていただきまして。報告書に載せるかどうかということにつきましては、事務局と相談させていただきますが、せっかく今回アンケート調査の方を実施しておりますので、皆様からご要望いただいた集計結果につきましては、私どものほうで対応をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。説明は以上となります。

(会長)

情報量が膨大ですので、今日、全て意見を出して頂く事は不可能だと思います。3月8日に全体会があって、3月22日に最後の全体会があるという日程を考えた時に、単純に言うとながらの作業は資料を集計した結果をベースにして、今の説明だと資料4-1を見ながら個々のクロス集計をしてほしい、とか、この比較を見せてほしい、とかいう事を埋め込んでお伝えして、事務局と名豊さんで確認をしながら作業を進めて頂く。我々が資料4-1を埋めて提出をするのがいつまでで、グラフ化されたものがいつ、返ってきて、我々がそれを検討して3月8日に間に合うのか、とか。3月8日の段階ではまだ、意見を協議する段階なのか。3月22日に行えることは最終確認くらいだと思いますがその日程をどうするのか、という事がまず一つ。

今日のアンケート調査報告書は単純集計がグラフ化されて、その特徴が説明されているわけですがけれども、最終的な報告書の形としては、今あるグラフをもって、そのまま解釈して提案できる所。例えば差別解消法や条例を知っている人がこんなに少ない、というデータがあって、それに対して広報する必要がある。そして障害者計画の中に広報の手立てをより充実させる必要がある、という事が基本的なステップだと思います。それから、介護サービスが少ない、ホームヘルプサービスが少ない、という項目があった時に、身体障害、知的障害、精神障害でクロス集計をすると、やはり身体障害がすごく多いのか、実は知的障害の人たちが足りないと思っているのか、というようなクロス集計が出てくるとその解釈が出てきて、報告書に書き込んでいって、報告書が出来上がっていくという理解で宜しいでしょうか。

これをこの期間の中でするのが我々のミッションですが、今日、限られた時間の中で全部を行おうとすると終わりません。となると、今、メインとして行うべき事は質問になるかと思えます。この点について、我々はどうしたら宜しいのでしょうか。

(事務局)

スケジュールですけれども、3月8日が皆さん顔を合わせて協議をできる最初で最後の機会になると思っておりますので、3月8日に協議するにあたり、その1週間前ぐらいには資料として配布したいと思っておりますが、そのスケジュールで進めた時に、事務局で集約して名豊さんに渡すリミットはいつぐらいになりますか。3月1日に委員の皆さんに渡すと設定して。

(名豊)

出来れば、集計項目が確定してからの作成の部分については、1週間程度は必要になるかと思えます。あくまでも案でございますが、17日ぐらいに取りまとめでいただいて、市の方でその集約を2~3日ほど要すると思っておりますので、弊社の方に22日にデータを渡していただければと、クロス集計を整えたものを27日、28日に市の方にお渡し出来、そこであの事前に見ていただくような形で送れるのかなと考えております。



(会長)

そうなる今日も含めて読み込んで、このところについてはクロスする必要があるとか、ここについてはそういうことが重要なんじゃないかということも含めた意見集約は2月17日金曜日ぐらいまでという理解で宜しいですか。

(事務局)

委員の皆様から事務局に頂く締め切りが2月17日。もう一つ確認したいのは、3月8日に協議をして、そこではまだ固まらないと思っています。大きな変更ができるのはいつまでか。というのは、3月22日は恐らくもう原稿ができていて、構成確認というか、若干の文言修正しか出来ないと思っていますが、ここを変えてくれというのが可能なリミットがいつになりますか。

(名豊)

最終的には印刷の必要がありますので、こちらについては印刷の校了という、印刷を回すゴールを伝えてから印刷について、4又は5営業日ほどかかりますので、22日に修正を頂いた場合については、24日については、修正が終わったということで修正をした上で印刷する必要があります。その時に、大きくクロス集計の方で、追加で例えば複数追加するという形になりますとページ、構成といったところを、大きく変更しますので、基本的には引用可能の部分であるとか、分析のコメントといった事がページの変更がないということであれば修正は可能かと思いますが、大きな変更は難しいです。

(事務局)

3月8日に皆さんで協議して、そこで多分何らかの意見が出て変更してくれ、ということがありますが、そのリミットはどうなりますか。3月8日のデータを反映して印刷をかける前に少し大きな変更はいつか、ということです。要するに3月8日にできなかった所の意見をお寄せください。事務局で預かって、例えば会長、副会長、部会長で集まっていたら、最終的に固めてこれで印刷してくださいというリミットはいつになりますか。

(名豊)

頂いた意見につきましては、早急に協議と修正をさせて頂いて、内容の次第によっては皆さんに見ていただくか、会長と副会長に見て頂くか。

(事務局)

そうすると3月8日が皆さんで協議できる場所として、その場で意見を言いそびれてしまった、あるいは後から気付いた事は、3月10日をリミットに事務局に頂いて、会長、副会長、部会長で都合を合わせていただいて、3月16日までの間に事務局一任で預かった部分を調整する事がリミットかなと思っています。いかがでしょうか

(会長)

委員の皆さん、第一弾のこの資料を読み込んでもらって、この資料4の1にここをクロスさせてほしいとか、ここはこういうことを言っているのではないかという意見を寄せるのが、2月17日まで。3月1日までにその仕上がった資料が私達に届いて、読

み込んで意見交換協議をするのが3月8日。その時に意見をもらう。その時に意見を出せなかった場合には、3月10日までに意見をもらう。そうすると間に合う。つまり、協議をしてから前半は10日間、後半は2日間でやるというのが我々のミッションです。皆さんのお力添えがないと、会長預かりといっても預かり切れません。今日の今の時間で名豊さんに伝えられることがあれば伝えて頂いて、それがなければ2月17日までに意見を寄せて頂くということになります。という整理をして頂いたうえで、如何でしょうか。

名豊さんに質問ですが、当事者と市民の方のグラフ化されたものを今日頂いていますが、団体事業所のものについて、あと何日後に頂けるとか、そういうことはありますか。

(名豊)

可能かと思いますが、具体的にいつまでにできるというのが、この場で申し上げることができませんので、事務局と相談して、皆さまにも見やすい形でと考えております

(会長)

名豊さんにも頑張ってもらっていて、我々が今後検討しやすい資料を是非頂ければと思います。

(委員)

グラフ化されて分かりやすくなりました。ありがとうございます。当事者の中で障害別のあのアンケート結果というのはできますか。それがあれば、さらに分かりやすいかなと思いますけど。それから25頁で、福祉サービスの生活に関する相談で、どこでも身近に来られる相談と言われていますが、小金井市で福祉総合相談窓口が設置されています。それについて、この項目には無いのは何故ですか。

(事務局)

今の福祉相談窓口の質問はどこの話になりますか。

(委員)

25頁です。

(事務局)

社会福祉協議会と総合窓口をイコールで考えて宜しいでしょうか。

(社会参加・就労支援部会長)

小金井市権利擁護センターです。私が社会福祉協議会から出席しているという事で、説明をできればと思います。社会福祉協議会というのは、皆さんが一般的に言っている社会福祉協議会というように一般的な社会福祉協議会。福祉総合相談窓口については、メインのところは、基幹になる所は生活困窮者自立支援法の自立相談支援機関ということになります。名称は福祉総合相談窓口になります。現在の重層的支援体制整備事業について今、移行準備に入っているということで、そのような名称に変えて今、運営をしているので、基本的には相談支援機関の一つと考えていただくのが正しいかな、ということです。この中では障害に特化した相談支援機関が列挙されております

けれども、確かに全般的な相談支援機関としても、このアンケートを行う時に項目分けしてないので、考えるとすればその相談支援機関の中で考えたほうがいいのではないかと思います。何れにしても、重症的支援体制整備事業の中では、そらと地域自立生活支援センターを含めて、相談支援機関の中で包括的な相談支援体制を作るっていうところを事業所として挙げられていますので、そのような枠組みで考えるのであれば、そこで整理された方がこれからの地域計画と整合性において宜しいのではないかなと思います。

(事務局)

回答した方がどういう意図か分からないですけども、その項目としては福祉総合相談窓口は3つ目の相談支援機関、この括弧の中にあればよかったのですが、この中に含まれるという理解でよろしいですか。

(社会参加・就労支援部会長)

はい。よいと思います。

(委員)

それではもう一つの質問。障害種別のアンケートです。

(名豊)

資料4-1を見ていただきますと、まさに精神障害の方で集計を見たいということでそちらについては、資料4-1の中の障害種別といったところにこちらが精神だけでも見たい所に丸をつけていただきますと、特化した集計を見られますので、そちらに記入頂ければ幸いです。

(事務局)

報告書に載せる、載せないに関わらず、まず今、ご提案いただいている3障害種別ごとにクロス集計するのは資料4にあるということですので、その他にこういうのも精神障害は何なのか、知的障害はどのぐらいの割合なのかというのが集計を見たいということであれば、そこで提案を頂く。頂いたもので、報告書に載せるべきものであれば載せますし、載せるほどではないなど、ただ先ほどの委員の方の参考にとということであれば、参考資料として頂けると、そういう理解ですか。

(名豊)

はい。

(会長)

今日は持ち帰るのが良いのか、悩んでおります。ここまでで、相当な情報量が入ってきていて、まだ読み切れてないっていうのが正直なところかなと思います。委員からご質問頂いたというようなことがあるかと思っておりますけれども。

(委員)

まとめの方の中で、回収状況ということで、当事者が46.3%。前回との比較はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

(事務局)

先ほど、名豊さんの説明でもありましたが、先ほどの数字はあくまで印刷した数を分母としたものです。今回の結果というのは一般市民。当事者の先ほど 6500 という数字だと思いますが、実際に配布した数字に直すと分母が 6390 になります。それで 3001 なので、まず当事者が 46.96 なので約 47%。関係団体の方が先ほど 30 団体という話だったと思いますが。まず実際の数字を出してから比較しようと思いますので、実際の数字が関係団体の方が実際 23 団体で、13 団体で 56.5%。それから事業所がかなり、大きく違ってきます。多分、事業所数と法人数の違いで配布している数がかかなり少ないのですが、実際には分母 55 になります。回答が 38 です。こちら 69%。最後、市民の方は 2000 なので、そのまま先ほどの説明で 31%。というのが、今回の正しい数字になります。前回の結果というのは、障害のある方が 45.8%。関係団体は 76.1%。事業所が 69.4%。市民の方は 36.1%。以上が今回と比較になります。

(委員)

もう一度お願いできますか。

(名豊)

障害のある方への調査が 45.8%。関係団体調査については 76.8%。事業所については 69.4%。市民の方については 36.1%です。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

当事者の方が約 5%減。団体の方がかなり減って 20%減ですね。

(委員)

アンケート結果はこのように、3 割から 4 割、配布した中でという事ですが、あとの 6 割から 7 割の方は、配布しても回答を送ってこないという点ではこのアンケート結果が市民の状況だとは必ずしも言えないところがあると思います。あくまでも、意見ですが。

(会長)

私の判断としては、今日はここまでにして、2 月 17 日までに事務局に意見を寄せて頂くのが現実的かなと思いますが、宜しいでしょうか。

(会場)

いいです、と発言有。

(Web 参加委員)

いいです、とリアクション有。

(事務局)

事務局への意見の寄せ方ですが、一番わかりやすくは名豊さんに伝えやすいのは資料4-1から4-4に記入して頂く事ですが、分かりにくければ文章で頂いたものを事務局で解釈して名豊さんに伝えますので、メールまたはファックスでお願いできればと思います。電話だと伝わらないところがありますので、いずれのやり方にしても文字にして頂けると助かります。

(会長)

メールないしはファックスという形で、文字ベースで事務局の方に伝えるということで行きたいと思います。この件についてはここまでにさせていただきます。それでは、アンケートのところが終わったということで、議題の4、その他ということで、事務局からお願いします。

(事務局)

本日、東京都からの事務連絡というのを資料でお配りしています。令和4年度東京都自立支援協議会第2回本会議の開催についてのご案内。こちらは傍聴が可能ということですので、申し込みが今日までですが、傍聴が出来るという事です。事務局の方で集約はいたしませんので、ご希望の方は直接お申し込みいただければと思います。以上です。

(会長)

はい。その他、委員の皆様の方からありますか？それでは次回の開催日程をお願いします。

(事務局)

今回は3月8日水曜日。全体会を開催予定です。時間は午後5時からとなりますが、会場につきましては、当初配布した資料と変更になりまして。市役所第二庁舎801会議室に変更となっておりますのでご注意ください。次回の予定については以上です。

(会長)

開催日程などについてはよろしいでしょうか

それでは、第5回地域自立支援協議会全体会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。